

貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第八条（略）</p> <p>（許可を要しない役務取引等）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引（特定の者に提供することを目的として公知とする取引を除く。）であつて、以下のいずれかに該当するもの</p> <p>イ～ホ（略）</p> <p>十～十五（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第十条～第十二条（略）</p> <p>別紙様式第1（第1条関係）～別紙様式第12（第3条関係）（略）</p>	<p>第一条～第八条（略）</p> <p>（許可を要しない役務取引等）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引であつて、以下のいずれかに該当するもの</p> <p>イ～ホ（略）</p> <p>十～十五（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第十条～第十二条（略）</p> <p>別紙様式第1（第1条関係）～別紙様式第12（第3条関係）（略）</p>